

勉強会の運営方法

(1) 勉強会の目的

平成28年度にまちづくり協議会を設立し、地区計画及び用途地域等の変更の素案をとりまとめる予定としている。

本勉強会は、協議会設立までの期間中、区の地区計画及び用途地域等の変更のたたき案に対する意見交換の場とするとともに、協議会設立に必要な規約、役員選考等の検討も行うことを目的に設置する。

(2) 勉強会の内容

勉強会の内容は、地区計画及び用途地域等の変更に関するものとし、専門用語の解説や事例の紹介も含め、区の地区計画及び用途地域等の変更のたたき案をひとつと理解していただき、協議会へ移行後、地区計画の目標、方針及び地区整備計画の検討を円滑に行うことができる内容とする。

(3) 期間、回数

平成28年1月15日～平成28年3月末までに4回程度行うことと想定するが、検討や議論の状況に応じ、期間の延長や回数の変更を行う。

(4) 参加メンバー

地区計画の策定を想定している範囲内における町会、商店会、まちづくり団体から推薦（概ね各2名）をうけたメンバーで構成する。また、勉強会の代理出席やメンバーの途中交代は可とする。

(5) まちづくりかわら版の発行

勉強会の内容を地区計画の策定を想定している範囲に周知するため、まちづくりかわら版を配布する。

まちづくりかわら版は、勉強会毎に発行する。

地区外の権利者に対しては、郵送する。

また、区のホームページでもかわら版を公開し、地区計画の策定を想定している範囲外の区民にも広く周知する。

(6) 司会

中野区

(7) 説明及び回答

委託業者（回答は必要に応じて中野区）

(8) 勉強会メンバーが団体の意見を取りまとめる必要性

団体への報告は任意とし、団体の意見を取りまとめることは義務化しない。
必要に応じ、区が8団体に対し個別に説明する。

(9) 傍聴者の発言

傍聴者の発言は、議論が行われている会の開催中は、できないものとする。

(参加メンバーの構成団体)

- ・沼袋町会
- ・沼袋親和会
- ・江古田四丁目町会
- ・沼袋親交会
- ・江古田商和会
- ・禅定院通り商栄会
- ・沼袋駅周辺地区まちづくり検討会
- ・沼袋駅前バス通り商店街を考える会